□ 所有者の氏名又は名称、住所に変更がある場合

法　人 ―― 登記簿謄（抄）本
個 人 ―― 戸籍謄（抄）本、住民票等

原因と日付が記入されているもの
※　変更のつながりが証明できるもの。

※ 輸出予定日の６ヶ月前から申請することができます。

※ 輸出申告する者と輸出抹消仮登録証明書等に記載された所有者は、基本的に同一となります。

※　登録識別情報の通知を受けているものにあっては、登録識別情報の提供が必要。

☆ 永久抹消、一時抹消、輸出抹消申請時に自動車検査証、自動車登録番号標を紛失している場合には、理由書が必要となります。

○ 一時抹消登録後の届出（解体、滅失、用途廃止）

□ 登録識別情報等通知書

ただし、平成20年11月３日までに一時抹消登録を行い登録識別情報の通知を受けていない自動車の届出をする場合は、一時抹消登録証明書

□ 所有者の委任状（届出書に所有者の記名があれば不要）

□ 使用済自動車の解体の場合：申請書に移動報告番号及び解体報告記録がなされた日の記入が必要になります。

※ 自動車検査証の有効期間の残存期間が１ヶ月以上ある場合は、自動車重量税の還付を同時に申請することができます。

□ 使用済自動車以外の解体の場合：解体証明書又はマニフェストＢ２票

※ 使用済自動車以外の自動車：大型特殊自動車、被けん引自動車、小型二輪車等

□ 滅失の場合：罹災証明書

□ 用途廃止の場合：確約書及び当該自動車を確認できる写真

※　所有者が変更になっている場合は、譲渡証明書及び新所有者の住所を証する書面（発行後３ヶ月以内）が必要となります。

○ 一時抹消登録後の輸出の届出（大型特殊自動車及び被けん引自動車を除く）

□ 登録識別情報等通知書

ただし、平成20年11月３日までに一時抹消登録を行い登録識別情報の通知を受けていない自動車の届出をする場合は、一時抹消登録証明書

□ 所有者の委任状（届出書に所有者の記名があれば不要）

※　所有者が変更になっている場合は、譲渡証明書及び新所有者の住所を証する書面（発行後３ヶ月以内）が必要となります。

※ 輸出予定日の６ヶ月前から申請することができます。

※ 輸出申告する者と輸出抹消仮登録証明書等に記載された所有者は、基本的に同一でなければなりません。